

## 令和6年度伊万里市議場設備等改修事業議場音響設備等購入仕様書

この仕様書は、伊万里市（以下「発注者」という）が発注する下記の事業に関して、受注者が当該事業を履行するために必要な事項を定める。

### 1 発注業務の名称

令和6年度伊万里市議場設備等改修事業議場音響設備等購入

### 2 本事業の目的

平成26年度に導入した本会議場の音響設備が老朽化しているため、音響設備の更新を行うことで円滑な議会運営を推進することを目的とする。

### 3 事業期間

契約締結日から令和6年8月30日まで

### 4 履行場所

伊万里市立花町（伊万里市役所）地内

### 5 システム仕様

#### (1) 音響・録音設備

- ①赤外線方式のマイクシステムであること。
- ②メンテナンス性を考慮して、国内メーカー製の会議システムであること。
- ③マイクの本数は議長席1台、事務局長席1台、議員席21台、演壇1台、一般質問席1台、執行部席20台とし、風防を有すること。
- ④発言可能時はマイク先端のリングランプが点灯すること。
- ⑤メンテナンス性を考慮して各席のマイクユニットは卓上型とし、着脱可能であること。
- ⑥マイクは根元と口元に屈曲部があること。
- ⑦マイクは起立して発言する場合も、音声を明瞭に拾える適切、かつ妥当な長さとする事。
- ⑧マイクユニットは交換時や取り外し・再設置時に職員が容易に設営できるよう工夫されていること。
- ⑨議長席及び議員席に採決ボタンを設け、採決結果を各液晶ディスプレイに表示できること。なお、採決ボタンはマイクユニットに付帯してもよいものとする。採決ボタンは賛成、反対を選択できるようにすること。
- ⑩マイク操作は、操作用タッチパネルを用いた操作担当者の制御によるものとし、各マイクユニットのトークスイッチは使用できない設定とする。ただし、議長席のマイクを優

先とするなど、一部のマイクのスイッチが常に入った状態とすることができるものとする。また、同時に発言可能なマイクユニットは2台とする。

- ⑪一般質問席は可動式とし、使用しない場合は席全体を移動できるような配線とすること。また、質問席上でノートパソコンを操作し、資料をモニターに表示できること。
- ⑫議場内にマイク拡声用のラインアレイスピーカー2台設置すること。設置場所は議場内のどの場所でも明瞭な音声で聞き取れるような位置に設置し、ハウリングがないように調整すること。
- ⑬既存の傍聴席、執行部控室、議会事務局、秘書課のスピーカー及び配線の更新は行わないが、個別に選択し音声の分配ができること。
- ⑭CATVへの音声の分配として、デジタルステレオミキサーから音声二式を分配すること。音声信号はバランス信号でキャノンコネクタ仕様とする。
- ⑮速記者用としてICレコーダーを接続できるヘッドホンアンプ及び音声分配器を設置すること。
- ⑯USBに音声データを記録するデジタルオーディオレコーダーを2台設置し、64GB以上のUSBを2つ備えること。
- ⑰会議録の作成や発言の確認等に活用するため、長時間高品質の録音可能な機器を設置すること。

## (2) 映像設備

- ①65型以上のフルハイビジョンのモニターを議員、執行部、傍聴席から見える左右の位置に壁掛けで1台ずつ合計2台設置し、50型以上のフルハイビジョンのモニターをディスプレイスタンドにそれぞれ1台、合計2台設置すること。
- ②モニターの設置イメージは別紙概要図のとおりとし、ディスプレイスタンドに設置する可動式のモニターについては、会議の運営上概要図の設置候補の位置にそれぞれ設置し接続できるようにすること。そのうち1台は⑤に示す表示ができ、残りの1台は⑥に示す表示ができるように配線及び端子等の設置を行うこと。
- ③ディスプレイスタンドについては50型以上のモニターを設置しても安全な移動と高さの調節が可能であり、安全性を重視し倒れにくい工夫がされていること。
- ④議長席及び事務局長席に、発言残時間・議場映像等の表示モニターとして10型程度の液晶ディスプレイを1台ずつ設置すること。
- ⑤議場の壁掛けモニター2台、ディスプレイスタンドに設置したモニター1台、議長席及び事務局長席のモニターに発言残時間、出席議員数、賛否の状況、資料映像、CATVの映像を表示することができるようにすること。
- ⑥ディスプレイスタンドに設置するモニターの残りの1台は「(4) 字幕表示システム設備」に示す字幕を表示することができるものとし、HDMI対応とする。
- ⑦「(4) 字幕表示システム設備」による字幕を表示するモニターを設置するディスプレ

イスタンドは「(4) 字幕表示システム設備」に示すノートパソコンを設置できる棚を有すること。

### (3) 操作システム及び制御設備

- ①議場内のシステム操作は執行部席最奥の書記席に設置する操作パネルで行うものとする。
- ②操作パネルは21.5型程度のタッチパネルを使用し、専門的知識のない職員であっても一人で操作が可能であり、マイク、ミキサー、デジタルレコーダーを統合的に制御し、視覚的に分かりやすく、最短かつ簡単な操作で目的の動作に到達できる操作性を有すること。
- ③タッチパネル画面は議場の座席レイアウトに沿って作成すること。
- ④タッチパネル操作により、マイクシステムの操作が可能であること。
- ⑤タッチパネル操作により、録音開始及び録音終了の操作が可能であること。
- ⑥タッチパネル操作により、席ごとのマイク個別音量の調整が可能であること。
- ⑦タッチパネル操作により、発言残時間、出席議員数が操作可能であること。
- ⑧タッチパネル操作により、議場モニター、議長及び事務局長席用モニターに出席議員数、発言残時間、採決の賛否の状況等、CATV画像、説明資料の表示が可能であること。
- ⑨タッチパネル操作により、マイクシステムの操作画面から電子採決システムの操作画面に容易に移行することができ、採決結果表示は集計賛否及び個別賛否結果表示に対応できること。
- ⑩システムの安定動作のため、主制御部分にはハードディスクを使用しておらず、SSD等を使用していること。
- ⑪システムの安定動作のため、制御部にはフリーズやビジー状態が極力少ないOSを用い、ウイルス等に感染されないための対策を施すこと。
- ⑫システムの主要部は瞬間的な停電や電圧変動が発生した場合のデータ紛失に備えるため、インバーター方式無停電電源装置(UPS)を1台備えること。
- ⑬システムの根幹である有線マイクシステム及びアプリケーションは同一の国内メーカー製のものとし一貫したサポートと安定したサービスが期待できるものとする。

### (4) 字幕表示システム設備

- ①字幕表示システムは既存のシステムを流用することとし、音声を認識するためのノートパソコンを導入すること。
- ②音声認識用のノートパソコンはモニターを設置するディスプレイスタンドに設置することとし、モニターとHDMIケーブルで接続できるようにすること。
- ③音声認識用のノートパソコンは以下の推奨スペックを十分に満たしていることとする。
  - ・CPU: インテル Core i5 プロセッサ (最大2.5GHz) 以上

- ・メモリ：8GB以上
- ・ハードディスク：10GB以上の空き容量（インストール時）
- ・OS：Microsoft Windows 10Pro/11 ※日本語版、64ビット版（×64）、Mac/Linuxは不可、.NET Framework4.6.0以降がインストールされていること及び有効であること。
- ・その他：マイク入力端子・ヘッドフォン端子、USB2.0 互換ポート
- ・認識可能なファイル形式：mp3、wma、wav、m4a（音声ファイル）、wma、mp4（動画ファイル）

## 6 保守・修理

- ①瑕疵担保期間・無償保証期間は納品引き渡し後1年間とする。この期間に通常使用で故障が発生した場合は無償で復旧に応じること。
- ②無償保証期間終了後は、別途締結を予定する保守契約にてシステム保守を行うため、無償保証期間終了後から当該年度分と翌年度分の2年度分の保守費用をそれぞれ年額で別途見積書に見積もること。
- ③保守費用には、定例議会前の機器及びシステム等の定期点検、問い合わせ対応、ハードウェア故障、配線故障、軽微な配線変更、UPSバッテリー交換などを含めること。
- ④設備機器に障害が発生したときにはすみやかにその原因を究明し、修理作業を行うこととし、すみやかに復旧しないときには代替機を貸し出すこととすること。
- ⑤機器及びシステムに障害が発生したときの対応体制を提案すること。
- ⑥問い合わせ対応窓口を一元化すること。
- ⑦運用の中で生じた要望、不具合報告等を管理し、迅速かつ適切な対応をとり、書面にて報告すること。

## 7 工事等

- ①議場設備等の全体の動作に必要な配線作業・接続作業・機器据付作業・各種設定調整作業は契約に含まれることとし、運用可能な状態で引き渡しをすること。
- ②議場設備等の全体の動作に必要なケーブル等配線類、機器据付に必要な資材類も契約に含むこと。なお、発注者が認める場合、既存の配線類・資材類の使用を可とする。
- ③配線等各作業は敷設方法を明確にした上で実施すること。作業に伴い床のカーペット等をはがした場合は、作業終了後に原状に復すること。また、可視部分に敷設する場合は、景観保持に配慮すること。
- ④既存の機器や配線を撤去することによる、カーペット等についたやむを得ない撤去跡や通線孔・損傷が発生する場合、これらの補修範囲・補修方法は、別途協議とする。

## 8 不要機器・備品等の撤去

議場設備等改修に当たり、発注者が廃棄不要と指定するものを除き、不用となる機器・備品・ケーブル・その他廃品は、受注者にて撤去作業を実施し、適切、適法な廃棄処分を行うこと。これらの作業や廃棄に係る費用についても本事業に含まれることとする。

## 9 マニュアルの作成、操作説明、リハーサル立ち会い

- ①機器の設置完了後、操作マニュアルを作成し、議会事務局に対し操作説明会を行うこと。
- ②機器の設置完了後、初回の議会本会議にはシステムの操作に精通したものが立ち会うこと。ただし、発注者が不要と認めた場合は、この限りでない。

## 10 検査

設置・調整後に発注者・受注者立ち会いのもと、検査を実施するものとする。また検査時の移動費等、受注者が必要とする費用は本事業費用に含まれることとする。

### 1.1 各種提出書類

以下の成果物を提出すること。

- ①システム系統図（配線図・接続図・施工図等）
- ②各機器の取り扱い説明書、保証書等をまとめたもの。
- ③その他発注者から指示のあったもの。

### 1.2 その他

- ①議場設備の構成に必要な機器は収納架や収納棚、指定の机等に装備すること。
- ②機器設置や配線等各作業は、その内容や期間を発注者と協議の上実施すること。
- ③機器等の設定時には、発注者立ち会いのもとで動作確認を行うこと。
- ④本仕様書に記載のないものでも、本事業の設備を運用するに当たり必要な機器、機材、配線等の部材も含めて設置すること。
- ④発注者から本仕様書に記載のない軽微な指示事項が発生した場合、法的・道義的な原則に反しない限り、その指示に従うこと。
- ⑤本仕様書に対して疑義が生じた場合、発注者と受注者による協議の上、解決方法を定めるものとする。